

令和4年第4回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和4年4月22日（金）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会5月臨時会・6月定例会の日程について
- (2) 市内学校園の園児・児童・生徒数、学級数の状況について
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

報告第 3号 たつの市教育委員会事務局職員の任免について

報告第 4号 たつの市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

報告第 5号 たつの市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令制定について

報告第 6号 たつの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について

報告第 7号 たつの市教育委員会事務局職員の分限処分について

報告第 8号 たつの市民大学「赤とんぼ学園」運営委員会委員の委嘱及び任命について

報告第 9号 第15回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について

報告第10号 たつの市立室津海駅館専門委員の委嘱について

報告第11号 たつの市立室津民俗館専門委員の委嘱について

報告第12号 たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第12号 たつの市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示制定について

議案第13号 たつの市人権教育推進委員の委嘱について

議案第14号 たつの市人権教育アシスタントの委嘱について

議案第15号 たつの市人権学習資料作成委員の委嘱について

5 自由討議

6 次回教育委員会開催予定日 令和4年 5月24日（火） 午後1時30分～

〃 開催場所 （ 新館3階 301、302会議室 ）

次々回教育委員会開催予定日 令和4年 6月 日（ ） 時

〃 開催場所 （ ）

7 閉会宣言

令和4年第4回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和4年4月22日（金）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和4年第4回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、会議の公開又は非公開の決定を行います。

教育長諸報告の（3）新型コロナウイルス感染症への対応状況について、（4）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、報告第7号「たつの市教育委員会事務局職員の分限処分について」は、同規則第9条第1項第1号の規定により、また、議案第13号「たつの市人権教育推進委員の委嘱について」、議案第14号「たつの市人権教育アシスタントの委嘱について」、議案第15号「たつの市人権学習資料作成委員の委嘱について」は、同規則第9条第1項第2号の規定により、非公開にすることが適正であると思われまふ。賛成の方は挙手願ひまふ。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定まふ。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは教育長諸報告に入ります。

（1）たつの市議会5月臨時会、6月定例会の日程について、事務局報告願ひまふ。

事務局

< 5月臨時会、6月定例会の日程を報告 >

教育長

次に、（2）市内学校園の園児・児童・生徒数、学級数の状況について、事務局報告願ひまふ。

事務局

令和4年度市内小中学校の児童・生徒数及び学級数の状況について御報告いたしまふ。

まず、小学校の現状ですが、通常学級の児童数は3,696名で昨年度と比べ49名減となつてまふ。特別支援学級の児童数は181名で昨年度と比べ6名増となり、合計3,877名で昨年度と比べ43名の減となります。小学校の学級数は、通常学級数は3学級減の148学級、特別支援学級数は昨年度と同じ43学級で、合計191学級となります。中学校においては、通常学級の生徒数は1,885名で昨年度と比べ12名減となり、特別支援学級の生徒数は62名で昨年度と比べ4名増となり、合計1,947名で昨年度と比べ8名減と

なります。中学校の学級数は、通常学級が2学級増の58学級、特別支援学級が2学級増の15学級となり、合計で73学級となります。傾向としましては、通常学級の児童生徒数は緩やかに減少傾向にあります。ただ、小宅小学校のみが増加しているという状況です。特別支援学級在籍の児童生徒数については、これまで増加傾向でありましたが、増加の傾向が少し緩やかになっております。これは特別支援学校へ進学する児童生徒が増えているという状況がございます。以上です。

教育長 児童数の傾向として、誉田小学校も少し増えているのではないですか。出生数の推移から見ると、誉田小学校も減少しない傾向にあると思います。全体的に減少傾向にはあるものの、小宅小学校は増加傾向、誉田小学校は横ばいということになると思います。

委員 小宅小学校児童の今後の推移を教えてください。

事務局 今後、3年後あたりがピークとなる見込みです。

委員 特別支援学級の入級者数はほぼ昨年度と同じですが、種別の傾向はありますか。

事務局 大きな変化はございません。

委員 分かりました。

教育長 次に、幼稚園、保育所、こども園の園児数の状況について、説明願います。

事務局 幼稚園については、令和3年度末に神岡幼稚園と香島幼稚園が閉園し、半田幼稚園については休園となったことから、令和4年度は河内幼稚園のみが開園となっております。令和4年度の幼稚園の園児数は、昨年度の24名から2名に減少しています。

公立保育所については、神岡保育所1園が開園しており、昨年度の34名から6名増加し、40名となっております。

公立こども園については、11園が開園しており、園児数は、昨年度の902名から2名増加し、904名となっております。

公立全体の園児数は、昨年度の960名から14名減少し、946名となっております。その内、0歳から2歳児は12名減少し、194名となり、3歳から5歳児は2名減少し、752名という状況です。

私立全体の園児数は、昨年度に比べ23名減少し、1,384名となり、その内、0歳から2歳児は1名増の438名、3歳から5歳児は24名減の946名となっております。

市内全体の園児数は、昨年度と比べ37名減少し、2,330名となっております。その内、0歳から2歳児は11名減少し632名、3歳から5歳児は26名減少し、1,698名となっております。以上です。

教育長 以上のことで、何かご質問等はございませんか。

委員 入園児数が、当該園の定員より多い園があります。こういった理由なのでしょうか。

事務局 定員の弾力化として、私立の園の場合は、定員の1.2倍まで受け入れることができます。公立の園につきましては、条例で定員の15%まで受け入れすることができるよう定め、運用しています。

委員 分かりました。

教育長 公立の園の中には、15%まで達していない園もあり、まだ受け入れることができる園があるように見受けられますが、状況を教えてください。

事務局 今回の資料は、4月1日時点の園児数を掲載しています。昨年度の10月に一斉の入園申込を受付しております。これから出生する乳幼児も事前に申込をしていただいておりますが、例えば、明日から入園する子は、まだこの資料には含まれておりません。この園児数以外にも、既に入園決定をしている子がいるということです。この子たちも含めて入園調整を行っています。

また、1.2倍ということについては、施設の基準として何歳児ごとで施設の広さの基準がありますので、この基準を超えて園児数を定員の1.2倍まで受け入れることはできません。

教育長 幼児施設の場合は、毎月、入園児数が変動していくということですね。

事務局 そうです。

教育長 他に、御質問等はございませんか。

ないようですので、これで、教育長諸報告を終わります。

続きまして、議事に入ります。報告第3号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」、事務局説明願います。

事務局 報告第3号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今年度4月1日付けの人事異動、昇格等による辞令交付対象者は104名です。なお、併せて、地方公務員法第22条第1項及び教育公務員特例法第12条第1項の規定により、令和3年4月1日付けで採用した保育教諭6名について、1年間の条件付き採用期間を経て、令和4年4月1日付けで正式採用とした者も掲載しております。

また、資料のうち、たつの市教育委員会事務局の管理職及び教育機

関の長の職員の一覧も掲載しております。

次に、令和4年度たつの市教育委員会事務局の組織でございますが、今年度の機構改革により、教育管理部の中に、「小中一貫教育推進課」が新設されました。以上です。

教育長

以上のことについて、何かご質問等ございませんか。

御発言がございませんので、採決に入ります。報告第3号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第3号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第4号「たつの市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、事務局説明願います。

事務局

報告第4号「たつの市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

資料として、改正文、新旧対照表、趣旨説明を載せております。

改正の内容としましては、令和4年4月1日付け機構改革により、教育管理部に「小中一貫教育推進課教育推進係」が新設されたことに伴い、業務内容を定めることと、教育環境整備課環境整備係の業務について、これまでは幼稚園、保育所、こども園及び小学校、中学校の整備を対象としていましたが、令和4年度からは社会教育施設等も含め、教育施設全般の整備に携わるという内容で規則改正をするものです。以上です。

教育長

以上のことで、何か御質問等ございませんか。

御発言がないようですので、採決に入ります。報告第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第4号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第5号「たつの市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令制定について」、事務局説明願います。

事務局

報告第5号「たつの市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令制定について」、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。資料として、改正文、新旧対照表、趣旨説明を載せております。

改正内容としましては、先ほど説明しましたとおり、令和4年4月

1日付け機構改革により小中一貫教育推進課が新設されたことに伴い、業務の決裁区分を定めるものです。以上です。

教育長

以上のことについて、何か御質問等はありませんか。
御発言がないようですので、採決に入ります。報告第5号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第5号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第6号「たつの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について」、事務局説明願います。

事務局

報告第6号「たつの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について」、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。資料として、改正文、新旧対照表、趣旨説明を載せております。

改正内容としましては、令和4年4月1日付け機構改革により、たつの市教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財保護法の指定に基づく伝統的建造物群保存地区に関する事務を補助執行させる部署が、「都市政策部まちづくり推進課」から「都市政策部町並み対策課」に変更となったことに伴い、改正するものでございます。

教育長

以上のことについて、御質問等はありませんか。

委員

これは、ただ単に課の名称が変わったということですか。

事務局

いいえ、まちづくり推進課はそのまま残っています。業務が分かれて、重伝建の事務に町並み対策課が携わるということになったものです。

教育長

他に御質問等はありませんか。
御発言がないようですので、採決に入ります。報告第6号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第6号は、原案のとおり承認いたしました。

続きまして、報告第8号「たつの市民大学赤とんぼ学園運営委員会委員の委嘱及び任命について」、事務局説明願います。

事務局 報告第8号「たつの市民大学赤とんぼ学園運営委員会の委嘱及び任命について」、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、次のとおり事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。
別紙13名の運営委員会委員を委嘱、任命したものでございます。このうち4名が新たに任命されております。任期につきましては、令和4年4月14日から令和5年3月31日までとしております。以上です。

教育長 名簿の中の「赤とんぼ学園代表」の方は、昨年もされていた方ですか。新規の方ではないのですね。

事務局 はい。昨年度4月時点では、自治会からの推薦がまだでしたので空欄の状態でしたが、入学後の6月にこの2名が追加で委員となりました。今年度も引き続き委員として委嘱しているものです。

教育長 分かりました。
他に御質問等はありませんか。
御発言がないようですので、採決に入ります。報告第8号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

御異議なしと認めます。よって、報告第8号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、報告第9号「第15回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について」、事務局説明願います。

事務局 報告第9号「第15回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について」、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものでございます。
内容につきましては、別紙のとおり13名の運営委員を委嘱するものでございます。このうち、2名が新規で委嘱されております。なお、任期につきましては、令和4年4月22日から令和5年3月31日までとしております。

教育長 1人、辞められた方がいらっしゃいましたね。

事務局 はい、昨年度と比べ、1名減となっております。

教育長 分かりました。他に御質問等はありませんか。
御発言がないようですので、採決に入ります。報告第9号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第9号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、報告第10号と報告第11号は関連がございますので一括して採決いたします。報告第10号「たつの市立室津海駅館専門委員の委嘱について」、報告第11号「たつの市立室津民俗館専門委員の委嘱について」、事務局説明願います。

事務局

報告第10号及び報告第11号につきまして、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専門委員として委嘱しました委員につきましては、両方とも同じ方となっております。今年度につきましては、御津文化協会の会長が交代されましたので、新規で委嘱させていただいております。任期につきましては、両方とも、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間としております。以上でございます。

教育長

御質問等はありませんか。

御発言がないようですので、採決に入ります。報告第10号及び報告第11号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第10号及び報告第11号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、報告第12号「たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱について」、事務局説明願います。

事務局

報告第12号「たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱について」、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものでございます。

龍野町並み保存会会長、龍野地区連合自治会会長が交代されたことに伴うもので、解嘱する方は2名となり、令和4年4月1日付けで龍野町並み保存会から1名の方を新たに委嘱するものです。任期は前任者の残任期間とし、令和4年4月1日から令和4年7月31日までとしています。

委員

今回、新たに自治会からの推薦はないのですか。

事務局

これまでの町並み保存会から推薦された委員が、兼ねて、この度連合自治会の会長となられましたので、新たに別の方を推薦はしておりません。このため、全体では1名減となっております。

教育長 次回から、全体の名簿も参考資料として付けておいてください。

事務局 分かりました。

教育長 他に御質問等はありませんか。
御発言がないようですので、採決に入ります。報告第12号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

御異議なしと認めます。よって、報告第12号は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第12号「たつの市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示制定について」、事務局説明願います。

事務局 議案第12号「たつの市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示制定について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定により、意見の申出をするものです。
改正の趣旨としましては、当該要綱において「保護者が降園時間までに迎えに来ることができない場合に預かりを希望する1号認定の子ども」について、この一時預かりを実施することが規定されていますが、運用として、これ以外にも登園時や春休み等の長期休業期間についても、必要に応じて一時預かりを実施しています。つきましては、一時預かり事業実施要綱における事業内容について、運用に合わせた改正を行うものです。改正の内容につきましては、第3条第2号中、「保護者が降園時間までに迎えることができない」を「教育を提供する時間外又はたつの市立認定こども園管理運営規則第6条第2項に規定する休園日において、一時的な預かりが必要」に改めるものです。なお、本要綱改正については、事前に市の法制部局と調整をしておりますが、法制審議会の審議により一部修正が入る可能性がありますことを御承知願います。以上でございます。

教育長 この議案の「申出」は、どこに申出するのですか。

事務局 市の要綱となりますので、市長へ申出するものです。

教育長 教育委員会で決定できる要綱ではないということですね。予め教育委員会に意見を聴いた上で、市の法制審議会を経て、制定されるということですね。

事務局 はい。

教育長 規程上の時間帯を教えてください。

事務局 1号認定においては、午前8時30分から午後2時までお預かりし

ています。運用上は、朝の8時から8時30分までと、午後2時以降、また、春休み、夏休み、冬休みの長期の休みの一時預かりも行っております。

教育長

分かりました。

他に御質問等はありませんか。

御発言がないようですので、採決に入ります。議案第12号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

次に、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局から説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で令和4年第4回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時00分終了

出席者

教育長

横山 一郎

委員

喜多 敦子

委員

菅野 夏子

委員

七條 祐正

委員

松尾 壯典

教育管理部長

眞殿 幸寛

教育事業部長

小松 精二

教育管理部参事（兼）小中一貫教育推進課長

清久 利和

教育環境整備課長

西田 伸一郎

学校教育課長

田淵 明久

幼児教育課長

吉田 政弘

すこやか給食課長

杉本 典彦

社会教育課長
歴史文化財課長
人権教育推進課長
スポーツ振興課長
社会教育課主幹
教育総務課主幹

河原 直也
新宮 義哲
津島 威彦
倉元 竜也
安藤 靖人
八木 祥子